

不妊治療と仕事との両立を支援する助成金のご案内

なぜ、両立支援が必要なのでしょう。

- 不妊治療（生殖補助医療）により出生する子どもは約7万人で、11.6人に1人の割合になっています。
 - 不妊治療と仕事との両立ができなかった方は4人に1人（26.1%）です。
 - 両立に困難を感じる理由には、**通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさ**などがあります。
 - 労働者の中には、**治療を受けていることを職場に知られたくない**方もいます。職場内では、**不妊治療についての認識があまり浸透していない**こともあります。
- ⇒ **企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められています。**

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

支給対象となる事業主

次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可）
- ② 所定外労働制限制度 ③ 時差出勤制度 ④ 短時間勤務制度
- ⑤ フレックスタイム制 ⑥テレワーク

申請のステップ

- 両立を支援する旨の企業トップの方針の周知 ⇒ 社内ニーズ調査 ⇒ 就業規則等の規定・周知
- ⇒ 両立支援担当者の選任
- ⇒ 労働者との面談・「不妊治療両立支援プラン」の策定

支給額

A「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用

30万円

B「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得

30万円

※A・Bとも1事業主あたり1回限りの支給

令和5年度に制度の利用を開始し、令和6年度に日数(回数)を満たした場合は、令和5年度の支給要領が適用され、助成されます。

なお、「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」（生産性を向上させ、労働時間の縮減、年次有給休暇の取得や不妊治療のための休暇制度の導入等を実施した中小企業事業主の皆さまを支援する助成金）もあります。

● 助成金の支給要件の詳細や具体的な手続き、各種申請書のダウンロードはこちら

〈支給申請の手引き〉 [001243188.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/001243188.pdf)



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号、その他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

不妊治療と仕事との両立支援策

●不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定します（令和4年4月～）

「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度があります。

この制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。

○認定基準

1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること（※1）

- (1)不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く）
- (2)不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度
 - 半日又は時間単位の年次有給休暇
 - 所定外労働制限制度 ○時差出勤制度
 - フレックスタイム制 ○短時間勤務制度
 - テレワーク

2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること（※2）

3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修（※3）その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること

4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知していること

※1 就業規則の規定例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127218.pdf>

※2 企業トップによる方針の周知例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000930524.pdf>

※3 研修の実施例

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001127224.pdf>



●不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル

企業向けの制度導入マニュアルです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073885.pdf>

●不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック

本人・上司・同僚の方向けに不妊治療の内容や職場での配慮のポイントを紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073887.pdf>

●不妊治療と仕事との両立のために（厚生労働省HP）

不妊治療と仕事との両立について、各種情報を提供しています。

有識者による講演をオンラインで配信（無料）しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



不妊治療と仕事との両立についての詳細な情報は、こちらにお問い合わせください。
受付8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



都道府県労働局労働局雇用環境・均等部（室）

[000177581.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)